

新潟市口腔保健福祉センター管理運営に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、新潟市口腔保健福祉センター条例（平成20年新潟市条例第59号。以下「条例」という。）及び新潟市口腔保健福祉センター条例施行規則（平成20年新潟市条例第109号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（地域支援室の設置）

第2条 条例第2条第3項に定める業務として、地域支援室を設置し、市民の口腔保健の向上を図るために支援業務を行うものとする。

（支援業務の範囲）

第3条 地域支援室の支援業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等に関する業務
- （2） 歯科検診を受けること等の勧奨や対策に関する業務
- （3） 歯科疾患の予防のための措置に関する業務
- （4） 歯科口腔の健康に関する調査・研究等に関する業務
- （5） 歯科口腔保健医療等関係者に対する情報の提供や研修等に関する業務

（特別診療の対象者の範囲）

第4条 条例第6条第3項に定める者とは、新潟市口腔保健福祉センター（以下「センター」という。）で従事する歯科医師により、一般の歯科診療所での診療が困難であると判断された者とする。

（視察・見学者等の対応）

第5条 行政関係者や国立大学法人等、指定管理者以外のものから視察・見学について依頼があった場合、指定管理者は新潟市へ速やか連絡するとともに、誠実に対応するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。